

旧上瀬谷通信施設地区と東名高速  
道路を直結する新たなインター  
チェンジ整備事業

計画段階配慮書

令和6年7月

横浜市



## はじめに

旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業（以下、「本事業」とします。）は、旧上瀬谷通信施設地区（以下、「上瀬谷地区」とします。）内の「公園・防災地区」で整備を予定している広域防災拠点の機能を最大限に発揮するとともに、日常の交通利便性の向上、物流機能の強化など市内経済の活性化を目指し、上瀬谷地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジを整備しようとするものです。

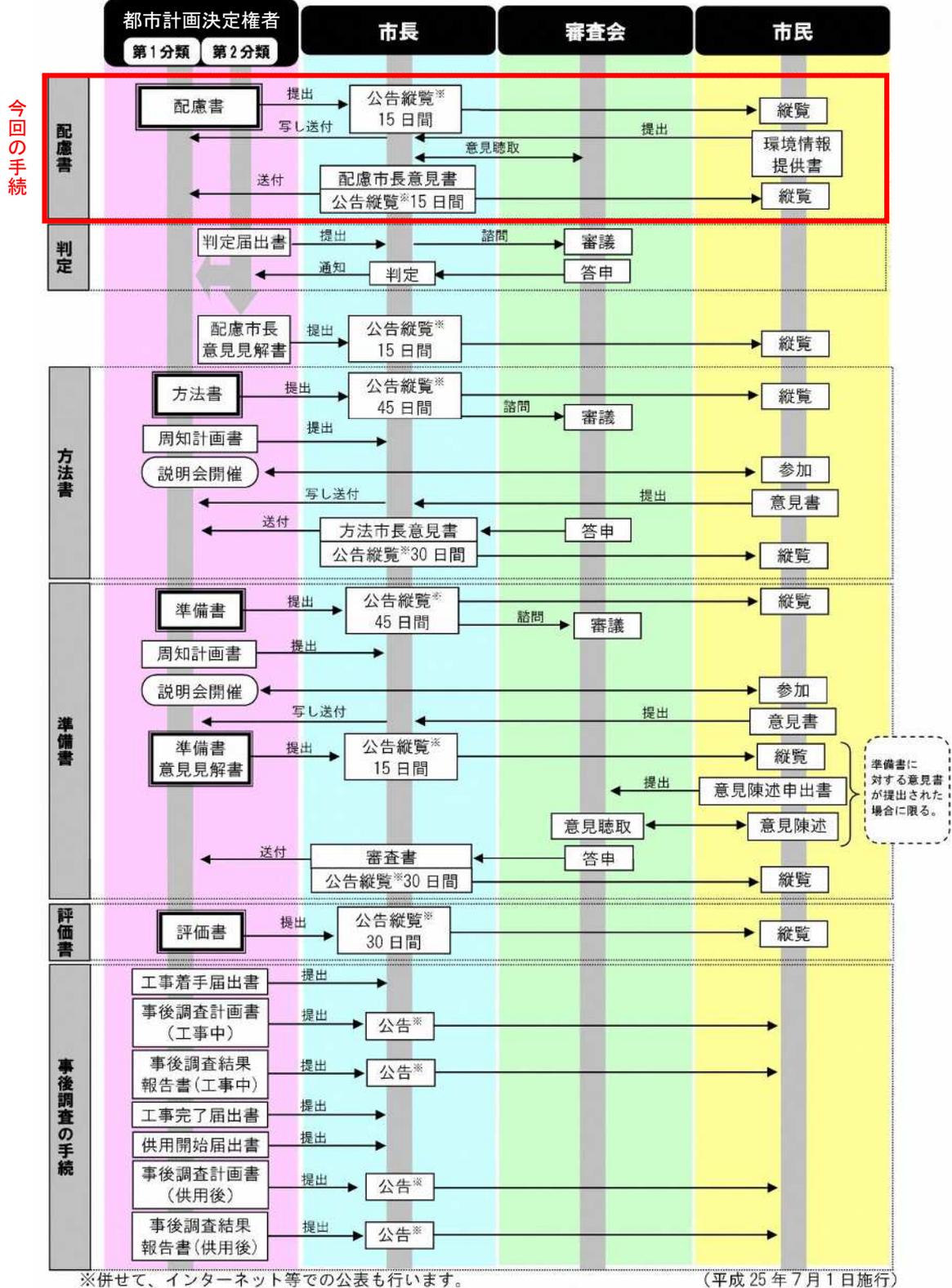
本事業は、道路の建設であり「横浜市環境影響評価条例」の第1分類事業に該当することから、同条例に基づき、計画段階配慮書を取りまとめました。

また、本事業に係る施設は都市施設として都市計画に定めることから、横浜市環境影響評価条例第44条第1項の規定により、計画段階配慮その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が、当該第1分類事業に係る計画段階事業者に代わり行います。

今後、事業計画の策定や事業の実施にあたっては、今般取りまとめた計画段階配慮事項を踏まえ、環境に配慮した計画としつつ、事業を進めていきます。



横浜市環境影響評価条例の手の続の流れと配慮書の段階

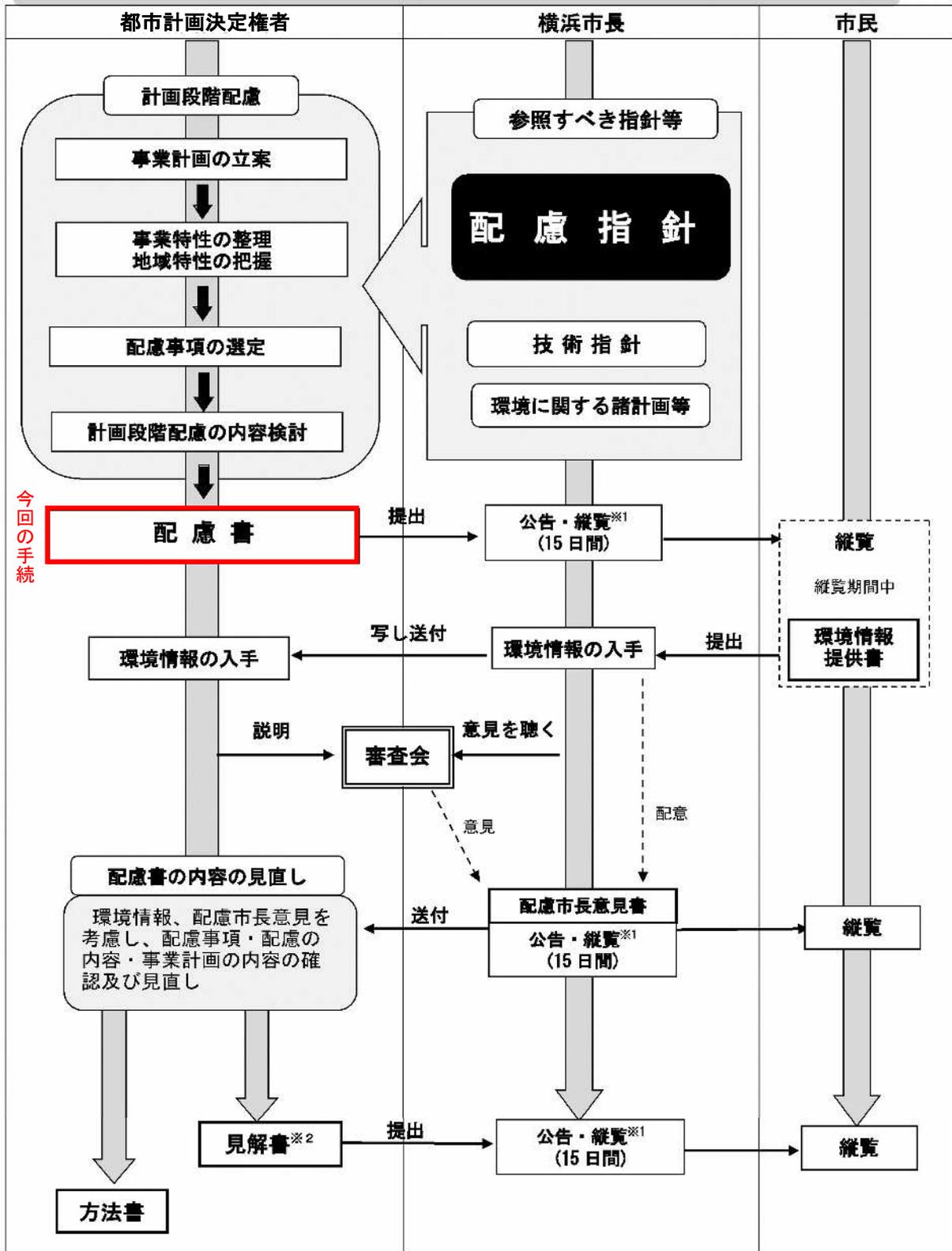


資料：「横浜市環境影響評価条例の手の続の流れ【手の続フロー図】」

(横浜市みどり環境局環境保全部環境影響評価課ホームページ 令和6年4月閲覧)



資料 1 計画段階配慮の検討手順（概要）



※1 環境影響評価課及び計画区域が存在する区の区役所で縦覧を行うとともに、インターネットで公表します。

※2 条例第16条第1項第2号の措置をとられた第2分類事業を実施しようとする者が作成します。



## - 目 次 -

|                             |       |
|-----------------------------|-------|
| 第1章 事業計画の概要                 | 1-1   |
| 1.1 事業計画の概要                 | 1-1   |
| 1.1.1 事業の目的及び必要性            | 1-3   |
| 1.1.2 事業計画の内容               | 1-4   |
| 1.2 事業計画を立案した経緯             | 1-10  |
| 1.2.1 本事業の経緯と上瀬谷地区のまちづくり    | 1-10  |
| 1.2.2 環境配慮検討の経緯             | 1-10  |
| 第2章 地域の概況及び地域特性             | 2-1   |
| 2.1 調査対象地域等の設定              | 2-1   |
| 2.2 地域の概況                   | 2-2   |
| 2.2.1 気象の状況                 | 2-2   |
| 2.2.2 地形、地質、地盤の状況           | 2-4   |
| 2.2.3 水循環の状況                | 2-13  |
| 2.2.4 植物、動物の状況              | 2-23  |
| 2.2.5 人口、産業の状況              | 2-64  |
| 2.2.6 土地利用状況                | 2-67  |
| 2.2.7 交通、運輸の状況              | 2-77  |
| 2.2.8 公共施設等の状況              | 2-81  |
| 2.2.9 景観及び人と自然との触れ合い活動の場の状況 | 2-94  |
| 2.2.10 文化財等の状況              | 2-101 |
| 2.2.11 公害等の概況               | 2-108 |
| 2.2.12 災害の状況                | 2-129 |
| 2.2.13 廃棄物の状況               | 2-144 |
| 2.2.14 法令等の状況               | 2-151 |
| 2.3 調査地域における地域特性の概要         | 2-155 |
| 第3章 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容   | 3-1   |

本書に掲載した地図の下図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 又は電子地形図（タイトル）を加工して作成したものである。

